

報道関係者 各位

令和5年4月28日

【照会先】  
岡山労働局 職業安定部 職業対策課  
担当：課長 大崎 雅也  
課長補佐 長田 豊治  
事業所給付監査官 三宅 圭介  
電話：086-801-5108

## 雇用関係助成金の不正受給事案の公表について

今般、下記の事業主および社会保険労務士において、雇用調整助成金を不正に受給したことが確認され、支給決定の取消しを行いましたので公表します。

事業主	名称	株式会社 坂本運輸
	所在地	瀬戸内市長船町飯井1318-1
	代表者氏名	代表取締役 坂本 克善
	事業の概要	貨物運送業
社会保険労務士	名称	社会保険労務士事務所 磯島事務所（登録抹消済み）
	所在地	岡山市北区富原3296-47
	氏名	磯島 武
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金
	返還を命じた額	21,296,300円（全額返還済み）
	支給決定 取消日	令和5年3月29日
	内容	休業していない者であるにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を提出し、当該助成金を不正に受給したもの。
	社会保険労務士 の関与の内容	当該助成金の支給申請において、虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したもの。